

運輸安全報告書 2024 年度

株式会社アンビ・ア バス事業部



【目 次】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標
3. 輸送の安全に関する行動計画
4. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況
5. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計
6. 輸送の安全に関する計画
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果および講じようとする改善措置
10. 安全管理規定
11. 安全統括管理者

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は輸送の安全が最重要課題であると認識し、社長自らが最高責任者として基本方針を定め、安全管理の取り組み計画に基づき社員を指揮指導し「安全・安心・快適」を第一に考える会社にする。

- 1) 輸送の安全に関する関係法令及び関連する規定を理解すると共に、これらを遵守し厳正かつ忠実に遂行する。
- 2) 輸送の安全に関する目標を作成し、またそれを達成する為の計画を策定し、確実な実施、適時の確認、さらなる改善を行うことで安全対策を見直し、輸送の安全向上に努める。
- 3) 事故、災害発生時は、人命救助を最優先とし速やかに安全適切な処置を行うと共に、安全に関する情報については迅速かつ正確に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標

- 1) 年間で有事故件数『0』を目標とする。(昨年度8件)
- 2) デジタルタコグラフの日報を基に安全運転の指導を徹底する。(全車装備)
- 3) 年度内最重点事故防止目標を「シートベルトの着用徹底」と定める。
- 4) 毎月の事故防止目標を定め具体的に実施する。
- 5) 労災事故発生0件を目標とする。
- 6) 飲酒運転を根絶する。

3. 輸送の安全に関する行動計画

- 1) 「シートベルトの着用徹底」は、衝突時の被害軽減、車外放出の危険軽減等死亡事故防止に効果がある事を丁寧に説明して理解を頂く。
- 2) 乗務開始前及び乗務終了後点呼のアルコール検知の徹底。
- 3) 乗務員宿泊先での飲酒厳禁の徹底。
- 4) 乗務員の宿泊先でのモバイルアルコール検知器による測定データに基づき厳正な点呼の実施。
- 5) アルコール検知器の動作確認をその都度行う。
- 6) 事故惹起者に対し、対策センターなどを活用した特別教育を実施する。
- 7) 事故防止委員会を1年に1度開催し、運輸安全マネジメントのチェック・見直しを実施し、乗務員教育にも活用する。
- 8) 乗務員講習会・運行管理者会議を年2回以上実施し、輸送の安全に関する理解度を高める。
- 9) 乗務員からのヒヤリハット情報を共有し、事故防止に努める。
- 10) 自動車運転者労働改善基準や運転者服務規定の教育を実施する。
- 11) 中間点呼の完全実施。(深夜運行に限らず、中間点呼を実施する)
- 12) 乗務員の健康管理、健康維持。(点呼での健康管理、検温の実施、血圧測定の実施、手洗い・うがいの励行)
- 13) 感染症対策の実施。(換気・消毒・適宜マスクの着用)

4. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

2024年度 月別事故防止目標

- 4月 歩行者・自転車・バイク等の事故防止
新入学生、自転車、バイクの追い越しは1メートル以上の間隔を取り追い越しが終了するまで注視する
- 5月 黄色信号での進入禁止
信号の変わり目を予測し黄色信号では必ず停止する
- 6月 交差点巻き込み事故防止
左折時の交差点での巻き込み事故防止の為、一旦停止とし最徐行通過の徹底気象状況に応じた運転（大雨の運転に注意）
- 7月 後突事故防止
後方下車確認の徹底と基本動作の順守
- 8月 防衛運転の徹底
夏休み高速道路の一般車への避護をする。死角に入りやすい子供に注意
- 9月 シートベルト装着の徹底
発進時・S A ・P Aでの乗客への案内の徹底
- 10月 追突事故の防止
集中工事、渋滞時の追突防止、適正な車間距離の確保
- 11月 薄暮からの安全運転の励行
早めのライト点灯を心がける
- 12月 横断歩道での事故防止
パッシング運動の励行、高齢者歩行者優先の徹底
- 1月 雪道・凍結箇所の事故防止
道路情報の把握と早めのチェーン装着
- 2月 踏切事故防止
左右の安全確認と前方スペースの確保での通過の励行
- 3月 車庫内事故の撲滅
周囲の安全確認、ガイドの下車誘導の徹底

■年間共通

早めのライトオン

9月～2月（16：00） 3月～5月（17：00） 6月～8月（18：00）

拘束時間・ハンドル時間・休憩時間の厳守

運転操作に集中・前方左右後方の安全確認の徹底及び車内事故防止の徹底

乗務員の健康維持・管理（健康診断後のフィードバック）

ウイルス感染症対策の継続実施

2024年度 安全目標（結果）

1. 車内事故の防止

本年度目標 0 件 （昨年度結果 0 件）
結果 0 件

2. 後退時追突事故防止

本年度目標 0 件以下 （昨年度結果 4 件）
結果 2 件

3. 衝突（接触）事故防止

本年度目標 0 件以下 （昨年度結果 4 件）
結果 7 件

（※オーバーハング 2 件・扉閉め忘れ 2 件・正面衝突 1 件・輪止め忘れ 1 件・雪衝突 1 件）

4. 飲酒運転の絶滅（点呼時 飲酒検知者 ゼロ）

本年度目標 0 件 （昨年度結果 0 件）
結果 0 件

5. 有責事故件数

本年度目標 0 件 （昨年度結果 8 件）
結果 9 件

※有責以外の事故件数 5 件

（※路面接触 2 件・オーバーハングすりキズ 1 件・リヤバンパー接触 1 件・飛び石 1 件）

5. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

2024年4月1日から2025年3月31日までの期間における事故件数は次のとおりです。

2024年度	
交通事故	0 件
車両故障	0 件

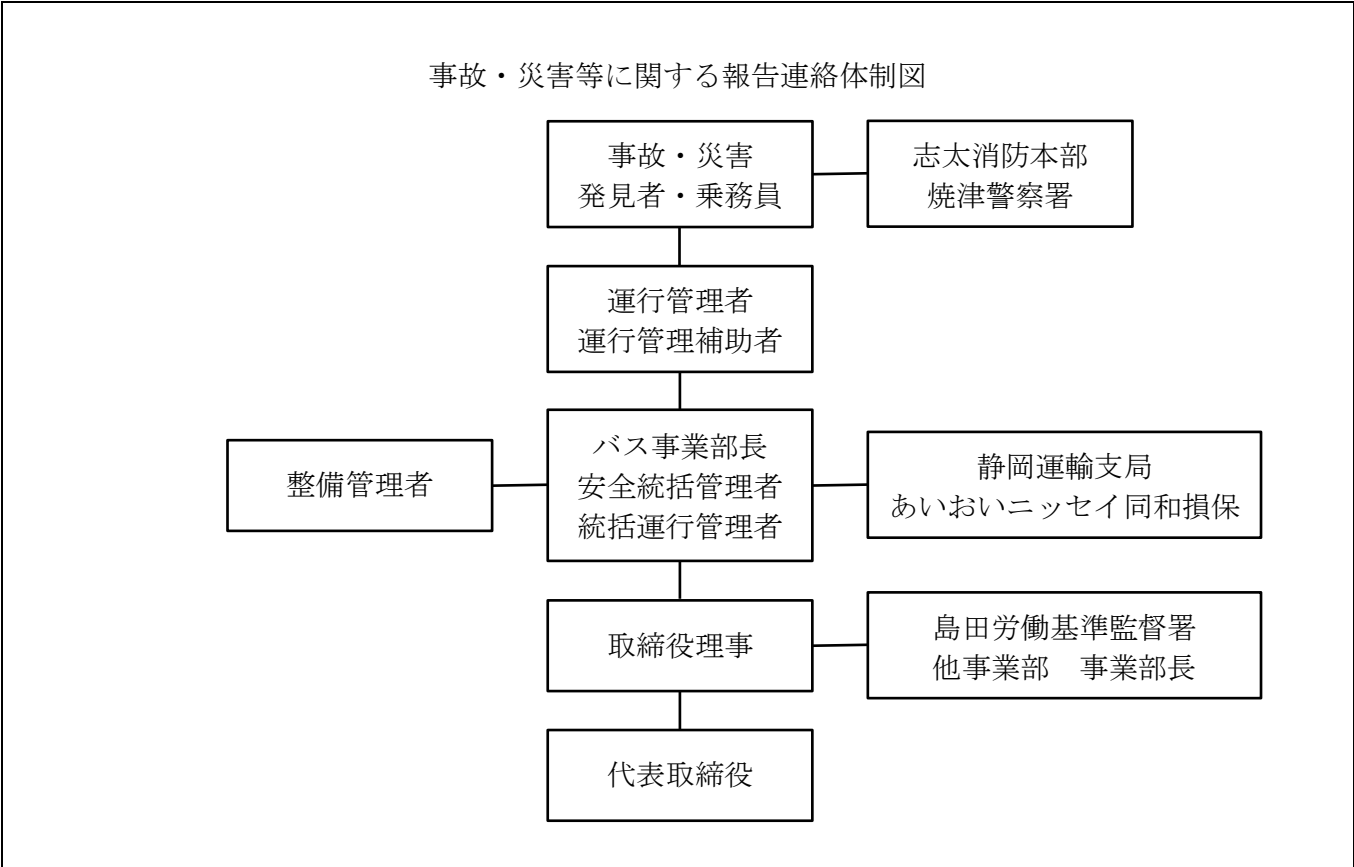
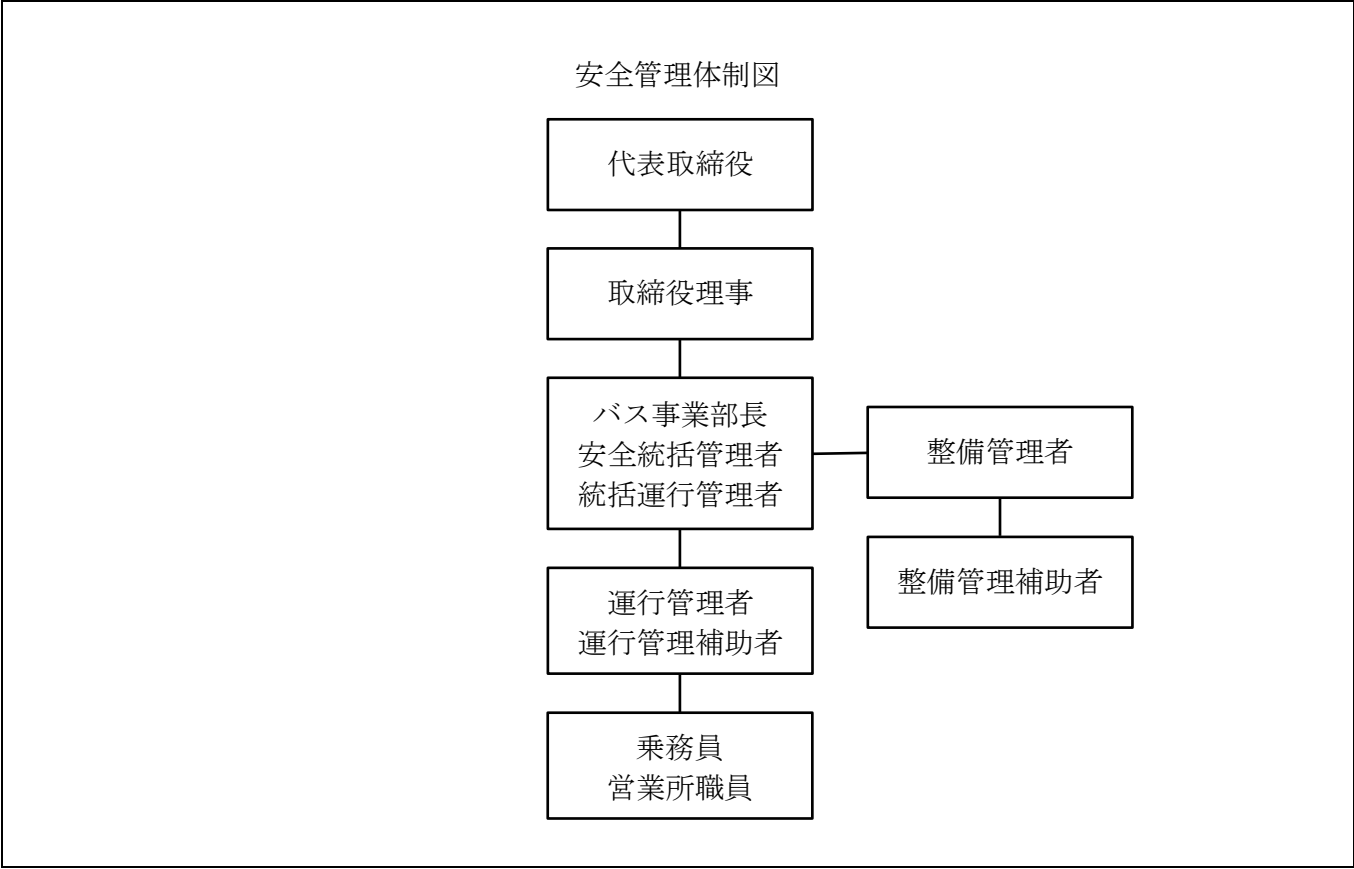
6. 輸送の安全に関する計画

	交 通 安 全	健 康 管 理	研 修
4 月	・春の全国交通安全運動 ・安全運転コンクール ・運輸安全マネジメント新年度スタート	・安全衛生委員会 ・感染症拡大防止対策の徹底	
5 月	・輸送実績報告 ・行楽期の交通事故防止	・安全衛生委員会 ・感染症拡大防止対策の徹底	・県バス協会環対策・技術合同委員会
6 月	・車両の日常点検について	・安全衛生委員会 ・熱中症対策/感染症拡大防止対策	・県バス協会定期総会 ・不正改造車を排除する運動 ・乗務員研修 - 運転者への指導及び監督（別紙） - ドライブレコーダー研修
7 月	・夏の交通安全県民運動	・安全衛生委員会 ・熱中症対策/感染症拡大防止対策	・運行管理者基礎講習 ・坂道走行訓練
8 月		・安全衛生委員会 ・乗務員健康診断受診 ・熱中症対策/感染症拡大防止対策	・県バス協会広報・適正化委員会 ・運行管理者試験 ・ドライブレコーダー研修
9 月	・秋の全国交通安全運動 ・バスの日キャンペーン	・安全衛生委員会 ・感染症拡大防止対策の徹底	・県バス協会事故防止・貸切委員会 ・適性診断指導要領に基づいた指導
10 月	・事業報告 ・安全情報報告	・安全衛生委員会 ・感染症拡大防止対策の徹底	
11 月	・スタットレスタイヤ交換 ・3号軽油へ切り替え	・安全衛生委員会 ・インフルエンザ予防接種	
12 月	・年末の交通安全県民運動 ・年末年始の輸送繁忙期に伴う交通事故防止について ・過労運転防止について ・乗務員無事故表彰 ・運転記録証明書取得	・安全衛生委員会 ・脳ドック・睡眠時無呼吸症候群健診受診 ・感染症拡大防止対策の徹底	・ドライブレコーダー研修 ・年末年始輸送安全総点検 ・県バス協会事故防止・貸切委員会 ・救命講習
1 月	・路面凍結によるスリップ事故防止 ・年末年始輸送安全総点検報告 ・シートベルト装着案内について	・安全衛生委員会 ・脳ドック・睡眠時無呼吸症候群健診受診 ・ウイルス感染症対策	・チェーン装着実習 ・乗務員研修 - 運転者への指導及び監督（別紙） - 災害を想定した対応 - テロ・バスジャック対策 - 労基法、改善基準告示教育 - ドライブレコーダー研修
2 月		・安全衛生委員会 ・ウイルス感染症・花粉対策 ・夜勤者健康診断受診	・雪上走行訓練
3 月	・スタットレスタイヤ交換 ・3号軽油から軽油切り替え	・安全衛生委員会 ・ウイルス感染症・花粉対策	・県バス協会事故防止・貸切委員会 - 適正化委員会 ・運行管理者会議 - 適性診断指導要領に基づいた指導

2024年度 指導監督指針に沿った教育計画表

月	研修内容
6月	◇運転者への指導及び監督 ① 事業用自動車運転の心構え ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ③ 事業用自動車の構造上の特性 ④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 シートベルト装着の案内・目視の徹底 ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング)
8月	◇適性診断指導要領に基づいた指導 ◇ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング)
12月	◇ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング) ◇適性診断指導要領に基づいた指導
1月	◇運転者への指導及び監督 ① 主として運行する路線又は経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ② 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ③ 運転者の運転適性に応じた安全運転 ④ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ⑤ 健康管理の重要性 ⑥ 異常気象時における対処方法 ⑦ 非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い ⑧ 安全性の向上を図る為の装置を備えるバスの適切な運転方法 ⑨ ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 (危険予知トレーニング)
3月	◇適性診断指導要領に基づいた指導

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

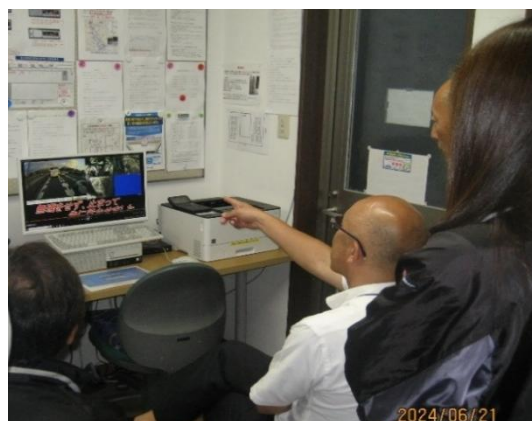


8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ① 全社員講習会（年度内2回実施）
- ② ドライブレコーダーの記録を利用した安全運転研修（年度内2回実施）
- ③ 運行管理者会議（年度内1回実施）
- ④ 安全衛生委員会（毎月1回）
- ⑤ 健康診断（年度内1回実施）
- ⑥ 夜勤者健康診断（年度内1回実施）
- ⑦ 適性診断
 - ・一般診断 4名 終了後 安全統括管理者面談実施
 - ・初任診断 1名 終了後 座学时 また 実車教習期間に活用
 - ・適齢診断 1名 終了後 安全統括管理者面談実施
- ⑧ 運行管理者一般講習受講
 - ・選任者 8名
- ⑨ 整備管理者
 - ・選任後研修 1名
- ⑩ インフルエンザ予防接種の実施
- ⑪ 救命救急講習（運転士・ガイド）
- ⑫ 脳ドック検査（2年に1回実施）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群検査（2年に1回実施）
- ⑭ チェーン脱着訓練
- ⑮ 雪上訓練・山岳道路運転研修
- ⑯ 外部講習（日野自動車 様よりオーバーハングとEDSS講習）
- ⑰ 運輸安全マネジメントに関するセミナー受講
- ⑱ 事故防止委員会・貸切委員会への出席（静岡県バス協会）



↑ 全社員講習会



↑ ドライブレコーダー研修



↑ 救命救急講習



↑ 雪上訓練

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果および講じようとする改善措置

安全管理の取組状況チェックリスト		前回点検日	令和6年3月21日
		点検日	令和7年3月28日
自己点検チェックポイント		判定	特記事項
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。	○	
2	代表者（経営者）は安全方針を社内周知しているか。	○	方針を作成、掲示し周知している
3	代表者（経営者）または安全統括管理者は安全方針を実現するため、1年毎に安全目標を作っているか。	○	
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか。	○	
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか。	○	事故対応マニュアルを作成し、指導している
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っているか。	○	
7	安全統括管理者は安全方針を社内周知しているか。	○	
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的に行っているか。	○	
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか。	○	
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか。	○	
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか。	○	
12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか。	○	輸送安全講習会において指導している
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聞いたりしているか。	○	
14	旅客又は荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか。	○	
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行しているか。	○	
16	安全管理・運行管理に関する社内規定が適切に管理されているか。 （必要な部署への配布・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）	○	
17	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施しているか。	○	
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全管理に関する研修等に参加しているか。 （社内教育の受講を含む）	○	
19	17及び18の教育・訓練等の実施状況を記録しているか。	○	
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されているようになっているか。	○	緊急時連絡網を作成し速やかな報告を指示

21	発生した事故の再防止策を考え、実行しているか。	○	
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか。	○	
23	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか。	○	NASVA 資料活用
24	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認しているか。	○	
25	20 から 24 の実施状況を記録しているか。	○	
26	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしているか。	○	報告すべき事故なし
27	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか。	○	年末年始総点検の際に状況を点検し、問題があれば速やかな改善を求めて、実行している
28	27 の実施状況を記録しているか。	○	
29	委託事業者の安全方針、安全目標が受託事業者に周知されているか。		該当なし
30	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を受託業者に明らかにしているか。		該当なし
31	受託事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導しているか。		該当なし
32	受託事業者の安全方針、安全目標が委託事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっているか。		該当なし
33	委託（受託）事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がされているか。		該当なし
34	委託（受託）した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っているか。		該当なし
35	34 の実施状況を記録しているか。		該当なし

※実施している：○ 実施していない：×

安全確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況

判明した問題	実施日	解決のため対応した状況
特になし		

令和7年3月28日

株式会社アンビ・ア 代表取締役 松永 勝裕

安全統括管理者 岸 哲矢

10. 安全管理規定

安全管理規程

(株)アンビ・ア バス事業部

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 取締役バス事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業課長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業課長は、取締役バス事業部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

平成25年10月 1日 制定

平成25年10月 1日 実施

1 1. 安全統括管理者

バス事業部長 岸 哲矢

道路運送法第22条の2 第4項の規定により2022年6月20日にバス事業部長の岸哲矢を安全統括管理者として選任しております。

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5に規定する要件を満たしております。

今後も「安全・安心・快適」を第一に考え
輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し
絶えず輸送の安全性の向上に努めます。



株式会社アンビ・ア

貸切バス事業者安全性評価認定制度 ★★★★★ (24-1214)

本社 静岡県焼津市栄町 2-2-21 TEL054-620-7735

バス事業部 静岡県焼津市浜当目 1158-1 TEL054-620-7720

2025年6月発行

